

令和 8 年 度

町民税・道民税・森林環境税特別徴収のしおり

芽室町住民税務課

〒082-8651

北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地

電話 0155-62-9722(住民税務課直通)

※御連絡の際は、『事業所名』と特別徴収税額決定(変更)通知書にある『指定番号』をお知らせください。

課税内容の照会や異動届出書の提出など

…住民税務課 住民税係

未納・誤納の御連絡や督促状の内容など

…住民税務課 納税係

特別徴収義務者 様

町民税・道民税・森林環境税の特別徴収につきましては、平素よりご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

関係書類をお送りいたしますので、今後とも一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

も く じ

＊ 町民税・道民税・森林環境税の特別徴収について	・・・	1
＊ 納入について	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
＊ 退職所得に係る町民税・道民税の分離課税	・・・・	5
＊ 給与所得者の異動（就職や退職など）があるとき	・・・	8
＊ 給与所得者異動届出書の記載例	・・・・・・・・	10～13

《 綴じ込み様式 》

- ❖ 特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書
- ❖ 普通徴収から特別徴収への切替申請書
- ❖ 公金納付取扱郵便局指定通知書
- ❖ 特別徴収・給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
- ❖ 退職所得に係る個人別明細書

特別徴収税額の納付場所

◎芽室町役場出納課 及び 上美生出張所

◎芽室町指定金融機関

- ・北海道銀行

◎芽室町収納代理金融機関

- ・帯広信用金庫
- ・十勝信用組合
- ・芽室町農業協同組合
- ・北見信用金庫
- ・北海道労働金庫
- ・釧路信用金庫
- ・網走信用金庫

◎北海道内の各郵便局またはゆうちょ銀行

※道外の郵便局またはゆうちょ銀行を利用される場合は、本書綴じ込みの「指定通知書」を1回目の払込の際に提出してください。

※特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書、普通徴収から特別徴収への切替申請書、特別徴収・給与支払報告に係る給与所得者異動届出書につきましては、芽室町ホームページにも掲載しています。

インターネットの検索サイトにて、次のキーワードで検索してください。

芽室町 特別徴収

検索



1 町民税・道民税・森林環境税の特別徴収について

(1) 町民税・道民税・森林環境税の特別徴収

納税義務者の町民税・道民税・森林環境税を、給与の支払者が毎月給与を支払う際に給与から差し引いて納入する方法です。

税額は、6月から翌年の5月までの12回に分割されます。(ただし、年税額が均等割(5,000円)以下の場合、最初の月割1回で徴収されます。)

(2) 特別徴収義務者とは

地方税法及び町税条例の規定によって指定された給与の支払者をいいます。町から税額決定(変更)通知書が送達されましたら、通知書に記載された月割額を毎月の給与から差し引いて徴収し、翌月10日までに納入していただくこととなります。

(3) 税額決定(変更)通知書等の取り扱いについて

① 町民税・道民税・森林環境税特別徴収税額決定(変更)通知書(特別徴収義務者用)

特別徴収義務者のための個人別明細書です。

通知書には、事業所全体の月割額を記載していますので、納入の際の参考としてください。

② 町民税・道民税・森林環境税特別徴収税額決定(変更)通知書(納税義務者用)

納税義務者への通知書ですので、個人別に切り離し、各納税義務者へ交付してください。

なお、退職などのために渡すことができない場合は、本書綴じ込みの「特別徴収・給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」に添えて芽室町住民税務課住民税係までお返しくださいますようお願いいたします。

③ 個人町民税・道民税・森林環境税納入書

各納税義務者から差し引いた月割額の合計額を納入される際にお使いください。原則再発行は行っておりませんので、納入額に変更がある場合は、4ページの記載例を参考に記入し、お使いください。

(4) 納期の特例について

給与の支払を受ける者が常時10人未満で、町長あてに申請書を提出し承認を受けた場合には、特別徴収した税額を次のとおり年2回に分けて納入することができます。詳細についてはお問い合わせください。

6月から11月までの特別徴収税額・・・12月10日まで

12月から翌年5月までの特別徴収税額・・・6月10日まで

※申請に必要な用紙については、芽室町ホームページに掲載しています。

芽室町 特別徴収

検索



(5) 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後にその税額を更正した場合、または転勤や退職、就職などによる異動届出書が提出された場合には、「町民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」をお送りいたしますので、以後は変更後の月割額によって納入してください。

(6) 審査請求について

納税者は、この税額通知に不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3ヵ月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

(7) 休業、解散、社名変更、住所変更、送付先変更の届出について

休業、解散等により特別徴収事務を継続できなくなった場合には、速やかに綴じ込みの「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」によりその旨を届け出てください。なお、会社名及び会社の住所等が変更になった場合も届出願います。

2 納入について

(1) 月割額の納入方法について

各納税義務者から徴収した月割額は、各納期限（翌月10日。ただし、10日が土曜・日曜・祝祭日の場合はその翌営業日）までに表紙裏面に記載の納付場所で納入してください。道外の事業所で郵便局を通じて納入される場合は、本書綴じ込みの「指定通知書」を1回目の払込みの際にその郵便局に提出してください。

(2) 月割額を納入期限までに納入しなかった場合

税額を納期限までに納入しなかった場合は、その翌日から納付の日までの期間に応じ延滞金が加算されます。

なお、督促を受け、かつその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、滞納処分を受ける場合があります。

延滞金または滞納処分についての詳細は、芽室町住民税務課納税係（TEL0155-62-9722）までお問い合わせください。

(3) 納入額に過不足があった場合

未納・誤納の無いよう、納入に当たっては「町民税・道民税・森林環境税特別徴収税額決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）」をご確認のうえ、納入してください。

各月の納めるべき月割額に対して実際に納入された税額に過不足があった場合、翌月分以降で調整することもできます。希望される場合は、芽室町住民税務課納税係（TEL0155-62-9722）までお問い合わせください。

(4) 納入する税額に変更が無い場合

税額が変わらない場合は、印字された納入書に何も記入せずそのまま使用してください。

(5) 納入する税額に変更がある場合

税額更正や退職所得分の納入などにより金額が変わる場合は、納入書の金額を横線で消して、納入すべき金額を太枠で囲った合計額欄に記入してください。

※記入は黒のボールペンをご使用ください。数字の頭に「¥」マークは記入しないでください。

<記載例1> 納入金額の変更のみ

北海道 河西郡 芽室町		個人町民税 個人道民税 森林環境税		納入書																																														
市区町村コード	口座番号	加入者名	加入者名	納入金額(1)	円																																													
0163	0252	芽室町会計管理者	芽室町会計管理者	9999	250,000																																													
令和8年 8月 10日		納期																																																
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		<table border="1"> <tr> <th>納</th> <th>給</th> <th>与</th> <th>退</th> <th>職</th> <th>所</th> <th>得</th> <th>分</th> <th>金</th> <th>延</th> <th>滞</th> <th>金</th> <th>合</th> <th>計</th> <th>額</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				納	給	与	退	職	所	得	分	金	延	滞	金	合	計	額																														
納	給	与	退	職	所	得	分	金	延	滞	金	合	計	額																																				
納期限 令和8年 8月10日		額																																																
(特別徴収義務者)		住所 082-0012 [099999]																																																
又は 河西郡芽室町東2条2丁目14番地		収 日 付 印																																																
氏名 株式会社 芽室見本		納入書																																																
名称		上記のとおり納入します。(金融機関またはゆうちょ銀行保管)																																																

変更後の金額を
記入してください

<記載例2> 退職所得に係る町民税・道民税(計算は7ページ参照)がある場合

北海道 河西郡 芽室町		個人町民税 個人道民税 森林環境税		納入書																																														
市区町村コード	口座番号	加入者名	加入者名	納入金額(1)	円																																													
0163	0252	芽室町会計管理者	芽室町会計管理者	9999	250,000																																													
令和8年 8月 10日		納期																																																
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		<table border="1"> <tr> <th>納</th> <th>給</th> <th>与</th> <th>退</th> <th>職</th> <th>所</th> <th>得</th> <th>分</th> <th>金</th> <th>延</th> <th>滞</th> <th>金</th> <th>合</th> <th>計</th> <th>額</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				納	給	与	退	職	所	得	分	金	延	滞	金	合	計	額																														
納	給	与	退	職	所	得	分	金	延	滞	金	合	計	額																																				
納期限 令和8年 8月10日		額																																																
(特別徴収義務者)		住所 082-0012 [099999]																																																
又は 河西郡芽室町東2条2丁目14番地		収 日 付 印																																																
氏名 株式会社 芽室見本		納入書																																																
名称		上記のとおり納入します。(金融機関またはゆうちょ銀行保管)																																																

退職所得分の税額
を記入してください

合計額を記入
してください

(裏面)

北海道 河西郡 芽室町		個人町民税 個人道民税		納入申告書																																														
市区町村コード	口座番号	加入者名	加入者名	納入金額(1)	円																																													
0163	0252	芽室町会計管理者	芽室町会計管理者	9999	250,000																																													
令和8年 8月 10日		納期																																																
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		<table border="1"> <tr> <th>納</th> <th>給</th> <th>与</th> <th>退</th> <th>職</th> <th>所</th> <th>得</th> <th>分</th> <th>金</th> <th>延</th> <th>滞</th> <th>金</th> <th>合</th> <th>計</th> <th>額</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				納	給	与	退	職	所	得	分	金	延	滞	金	合	計	額																														
納	給	与	退	職	所	得	分	金	延	滞	金	合	計	額																																				
納期限 令和8年 8月10日		額																																																
(特別徴収義務者)		住所 082-0012 [099999]																																																
又は 河西郡芽室町東2条2丁目14番地		収 日 付 印																																																
氏名 株式会社 芽室見本		納入書																																																
名称		上記のとおり納入します。(金融機関またはゆうちょ銀行保管)																																																

内を記入してください

同じ要領で「領収証書」、「納入書」、「納入済通知書」それぞれにご記入ください。

(6) 予備の納入書（白紙）を使用される場合

紛失や書き損じ等により、予備の納入書（白紙）をお使いになる場合は、次の要領で記入をお願いします。

※記入は黒のボールペンをご使用ください。数字の頭に「¥」マークは記入しないでください。

北海道 河西郡 芽室町 領収証書

市区町村コード	口座番号	加入者名
016373	02700-9-960252	芽室町会計管理者
令和8年8月分	指定番号 0099999	納入金額(1) ¥325,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納期限 令和8年9月10日	合計額 ¥325,000	
(特別徴収義務者) 住所 082-0012 [0099999] 河西郡芽室町東2条2丁目14番地 氏名 株式会社 芽室見本		領収日 付印

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

北海道 河西郡 芽室町 納入書

市区町村コード	口座番号	加入者名
016373	02700-9-960252	芽室町会計管理者
令和8年8月分	指定番号 0099999	納入金額(1) ¥325,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納期限 令和8年9月10日	合計額 ¥325,000	
(特別徴収義務者) 住所 082-0012 [0099999] 河西郡芽室町東2条2丁目14番地 氏名 株式会社 芽室見本		領収日 付印

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

北海道 河西郡 芽室町 納入済通知書

市区町村コード	口座番号	加入者名
016373	02700-9-960252	芽室町会計管理者
令和8年8月分	指定番号 0099999	納入金額(1) ¥325,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		
納期限 令和8年9月10日	合計額 ¥325,000	
(特別徴収義務者) 住所 082-0012 [0099999] 河西郡芽室町東2条2丁目14番地 氏名 株式会社 芽室見本		領収日 付印

(受付店→(取りまとめ店→)市町村) 上記のとおり通知します。(芽室町保管)

3 退職所得に係る町民税・道民税の分離課税

退職の際に支払われる退職手当等は、他の所得と分離して町民税・道民税が課税されます。また、市町村からの通知によらず、特別徴収義務者（退職所得等の支払者）が退職手当等を支払う際に税額を計算し、退職手当等の支払額からその税額を差し引いて納入していただくことになっています。

(1) 課税されない退職手当等について

- ① 死亡により退職した人に支給すべき退職手当等で、その人の相続人等に支給されるもの。
- ② 退職した人または死亡により退職した人の遺族に、退職に伴う転居のために通常必要とされる範囲内で支払われる旅費等。

(2) 申告について

退職手当等の支払いを受ける人は、支払を受ける時までに『退職所得申告書(所得税の「退職所得の受給に関する申告書」と同一用紙になっています。)』を支払者を経由して、その年の1月1日現在に住所を有する市町村長に提出することとなっています。

ただし、この申告書は、支払者の手元で保管することで提出されたものとみなされますので、支払者は、この『退職所得申告書』をもとに税額を計算してください。

※申告書様式は国税庁HPからダウンロードしていただけます。

(3) 納入方法について

町が送付している「個人町民税・道民税・森林環境税納入書」の表面に、「給与分」と「退職所得分」の納入金額をそれぞれ記入し、合わせて翌月10日までに納入してください。

また、納入書裏面「個人町民税・道民税納入申告書」に必要事項を記入してください。(表面・裏面の記入方法については 4ページの記載例をご参照ください。)

(4) 退職所得に係る個人別明細書の提出について

事務処理上、本書綴じ込みの「退職所得に係る個人別明細書」を提出くださるようお願いいたします。

なお、同内容であれば、任意の書式で提出いただいてもかまいません。

(5) 税額の計算について

特別徴収すべき税額は、次の計算式で求めます。なお、詳細な計算方法については下記の①～③をご覧ください。

退職所得 の金額	×	税 率		＝	特別徴収すべき税額	
		町民税	道民税		町民税額	道民税額
		6%	4%			

① まず、退職所得控除額を算出します。

勤続年数※	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円未満の場合は80万円）
20年を超える場合	800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

※勤続年数は、退職金を計算した基礎年数ではなく実際の勤務年数です。また、その期間に1年未満の端数があるときは、これを1年に切り上げて計算します。

※在職中に障がい者になったことにより退職した場合は、上記控除額に100万円を加算します。

② 次に、退職所得金額を算出します。

退職所得金額＝（退職手当等の収入金額－①で算出した退職所得控除額）×1／2（1,000円未満切捨て）

※勤続年数が5年以下の法人役員等が支払いを受けるものについては、×1／2の措置はありません。

※勤続年数が5年以下の法人役員等以外で退職手当等の収入金額から退職所得控除額を引いたあとの金額が300万円を超える場合、その超えた金額には×1／2の措置はありません。

③ 最後に町民税額・道民税額を算出します。

②で算出した退職所得金額に税率を適用して計算します。

町民税：退職所得金額×6%（100円未満切捨て）…A

道民税：退職所得金額×4%（100円未満切捨て）…B

納入額＝A＋B

(6) 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の交付と提出について

「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は、退職手当等の支払者が、支払いの確定した退職手当等の金額や特別徴収税額等を記載し、退職後 1 ヶ月以内にすべての受給者（従業員）に交付することとされています。

なお、受給者が法人の役員（取締役、監査役、理事、相談役、顧問等）である場合には、退職所得の特別徴収票を課税する所管の税務署と町に提出してください。

4 給与所得者の異動（就職や退職など）があるとき

(1) 就職した人がいるときの届出について

就職や転勤などにより、当初の特別徴収税額通知書に記載されていない方で、新たに特別徴収をする方がいる時は、本書綴じ込みの「普通徴収から特別徴収への切替申請書」を提出してください。

(2) 退職（または休職）する人がいるときの届出について

特別徴収されている納税義務者が、退職・休職・死亡などにより給与の支払いを受けなくなった場合は、翌月の10日までに本書綴じ込みの「特別徴収・給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入し提出してください。（記載例は 10～13 ページ参照）

この届出書がないと、あらかじめお知らせした月割額と納税額が異なり、督促状が発布される原因となります。

(3) 退職（または休職）後の未徴収税額について

①「特別徴収を継続」の場合

新しい勤務先で特別徴収を継続する場合、開始月や月割額等について新勤務先にご連絡いただいたうえで異動届出書を記入してください。後日、町から異動先の事業所へ税額通知書を送付し特別徴収を継続します。

②「一括徴収」の場合

一括徴収とは、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合、未徴収税額を最後の給与や退職手当等からまとめて徴収する方法です。

（未徴収税額を超える給与、退職手当等の支給がある場合で）次に該当するときは、未徴収の税額を事業所が一括徴収して納入することになります。

ア 本人から一括徴収の申し出があった場合

6月1日～12月31日に退職する場合で、本人から残りの未徴収税額を一括徴収としたい旨の申し出があったときは一括徴収してください。

イ 1月1日～4月30日に退職する場合

納税義務者の申し出に関わらず、退職前に必ず一括徴収してください。（地方税法第321条の5第2項）。

③「普通徴収」の場合

②一括徴収のどちらにも該当しない場合は、未徴収税額を普通徴収（個人納付）に切り替えます。納税者は、町から納税者に送付される「納付書」により金融機関等で直接納付するか、口座振替により直接納付することになります。

④「次年度から初めて特別徴収する予定の人が退職した」場合

令和8年度分は普通徴収だったが、令和9年度から特別徴収することとして給与支払報告書を提出した人のうち、令和9年度税額決定通知書が送付されるまでに退職した人がいるときは、必ず異動届出書を提出してください。

●提出期日 令和9年4月15日（木）必着

※期日を過ぎると、当初の決定に間に合わない場合があります。その場合は随時決定で変更通知書を送付します。

※※※異動届出書の提出がないと、退職した方の分も特別徴収として通知する原因となります※※※

5 給与所得者異動届出書の記載例

《記載例1》 納税者が転勤し、特別徴収を継続する場合

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和 8 年 11 月 10 日提出		給与支払報告 特別徴収		所在地		〒 082-0023 芽室町西〇条〇丁目〇番地		年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
				フリガナ		メムロサンギョウ (カ)		特別徴収義務者 指 定 番 号		1234	
令和 8 年 11 月 10 日提出		給与支払報告 特別徴収		氏名又は名称		芽室産業 (株)		宛 名 番 号		1 (不明な場合は空欄可)	
				個人番号 又は法人番号		2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		担 連 所 属 当 格 氏 名		底 務	
令和 8 年 11 月 10 日提出		給与支払報告 特別徴収		フリガナ		メムロ タロウ		氏 名		例野 一部	
				氏 名		芽室 太郎		電話		〇〇-〇〇〇〇 内線 (△ △)	
令和 8 年 11 月 10 日提出		給与支払報告 特別徴収		生年月日		平成2 年 1 月 1 日		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由	
				個人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)	
令和 8 年 11 月 10 日提出		給与支払報告 特別徴収		受給者番号		11 (不明な場合は空欄可)		12,000 円		5,000 円	
				1 月 1 日現在の住所		芽室町東〇条南〇丁目〇番地		7,000 円		異 動 の 事 由	
令和 8 年 11 月 10 日提出		給与支払報告 特別徴収		異動後の住所		(1 月 1 日の住所と同じ場合は省略可) 〇〇市中央通〇丁目〇番地		異 動 の 事 由		1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)	
				異動後の住所		〇〇市中央通〇丁目〇番地		異 動 の 事 由		1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)	

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指 定 番 号		1111 (新規)		法 人 番 号		3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		新しい勤務先へは、月割額 1,000 円を	
所 在 地		〒 123-1234		所 属		総務係		11 月分 (翌月10日納入期限分) から	
フリガナ		メムロサンギョウ (カ) 〇〇シテン		氏 名		例田 花子		徴収し、納入するよう連絡済みです。	
氏名又は名称		芽室産業 (株) 〇〇支店		電 話		××-××××× 内線 (△ △)		受給者番号 123-45	

2. 一括徴収の場合

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記 (ウ) と同額)		左記の一括徴収した税額は、	
2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日		円		月分 (翌月10日納入期限分) で	
納入します。		月 日		円		納入します。	

3. 普通徴収の場合

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		2. 令和 年 5 月 3 1 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため		3. 死亡による退職であるため	
----------------------------------	--	--	--	-----------------	--

4. 普通徴収の場合

1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		2. 令和 年 5 月 3 1 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため		3. 死亡による退職であるため	
----------------------------------	--	--	--	-----------------	--

第十八号様式 (用紙日本産業規格 A 4) (第十条関係)

《記載例2》 納税者が退職し、残りの税額を普通徴収（個人で納入する方法）に切替える場合 ※婚姻により氏変更

給与支払報告 特別徴収															年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
令和 8 年 10 月 7 日提出			（特別徴収者） 給与支払者		所在地 〒 082-0023 芽室町西〇条〇丁目〇番地		特別徴収義務者 指定番号 2345		宛名番号 2（不明な場合は空欄可）		所属 庶務		担連 氏名 例野 二郎		電話 〇〇-〇〇〇〇 内線（△△）			
フリガナ		ヤマダ ハナコ		フリガナ		メムロサンギョウ（カ）		氏名又は名称		芽室産業（株）		個人番号 又は法人番号		4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		一 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰め記載		
氏名		山田 花子（旧姓：芽室）		（ア） 特別徴収税額 （年税額）		（イ） 徴収済額		（ウ） 未徴収税額 （ア）－（イ）		異動 年月日		異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法				
生年月日		昭和63 年 2 月 2 日																
個人番号		2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3																
受給者番号		22（不明な場合は空欄可）				6 月から 9 月まで		10 月から 5 月まで		令和8 年 9 月 30 日		1. 退職 2. 転職・長 3. 欠勤・欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 （事由・理由）		3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 （本人納付）				
1月1日 現在の住所		芽室町東〇条〇丁目〇番地 〇〇マンション △号室																
異動後の 住所		（1月1日の住所と同じ場合は省略可）		9,600 円		3,200 円		6,400 円										

1. 特別徴収継続の場合															
新しい勤務先へは、月割額		円を		月分（翌月10日納入期限分）から		徴収し、納入するよう連絡済みです。		受給者番号		納入書の要否 （新規の場合のみ記載）		右から 番号を 記入		1. 必要 2. 不要	
特別徴収義務者 指定番号		（新規）		法人番号				所在地		担当者 氏名		電話		内線（ ）	
フリガナ															
氏名又は名称															

2. 一括徴収の場合															
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日		徴収予定額 （上記（ウ）と同額）		左記の一括徴収した税額は、		月分（翌月10日納入期限分）で		納入します。					
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日		円											

3. 普通徴収の場合															
1. 異動が令和 8 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため		死亡による退職であるため											

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

《記載例3》 一括徴収した場合（令和9年1月1日～4月30日までの退職）

令和9年1月24日退職 年税額36,000円 1月までの徴収済税額24,000円
 令和9年2月以降の分12,000円は2月に支払われる退職金から一括徴収する。

給与支払報告 特別徴収		給与支払報告に係る給与所得者異動届出書		年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
芽室町長 様		所在地 〒082-0023 芽室町西〇条〇丁目〇番地		特別徴収義務者 指 定 番 号		4567		
令和9年1月9日提出		フリガナ メムロサンギョウ（カ）		宛 名 番 号		4（不明な場合は空欄可）		
（特別徴収者） 給与支払者		氏名又は名称 芽室産業（株）		担 連 所 属		庶務		
		個人番号 又は法人番号		氏 名		例野 四郎		
		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		電 話		〇〇-〇〇〇〇 内線（△△）		
給 与 所 得 者	フリガナ	メムロ タロウ	（ア） 特別徴収税額 （年税額）	（イ） 徴収済額	（ウ） 未徴収税額 （ア）－（イ）	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏 名	芽室 太郎						
	生年月日	平成2年1月1日						
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2						
	受給者番号	11（不明な場合は空欄可）						
1月1日 現在の住所	芽室町東〇条南〇丁目〇番地		6月 1月	2月 5月	令和9年 1月	1. 退職・長欠 2. 転職・長期欠 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. 子 7. 事由・理由	2. 一括徴収 3. 普通徴収 （本人納付）	
異動後の 住 所	（1月1日の住所と同じ場合は省略可）		36,000 円	24,000 円	12,000 円	24 日		

新 しい 徴 収 先	1. 特別徴収継続の場合							
	特別徴収義務者 指 定 番 号	〒 082-0023						
	所 在 地	芽室町西〇条〇丁目〇番地						
	フリガナ	メムロサンギョウ（カ）						
	氏名又は名称	芽室産業（株）						
	（新規）法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3						
	担 当 者	所 属	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。					
	連 絡 先	氏 名	受給者番号					
	電 話	電 話	納入書の要否 （新規の場合のみ 記載）					
	内 線（ ）	内 線（ ）	右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要					

理 由	2. 一括徴収の場合			左記の一括徴収した税額は、	
	2	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 （上記（ウ）と同額）	2 月分（翌月10日納入期限分）で
		2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	2月15日	12,000 円	納入します。

理 由	3. 普通徴収の場合	
	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため	
	3. 死亡による退職であるため	

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）

令和9年度から新たに特別徴収することとして給与支払報告書を提出したが、令和9年3月31日に退職。

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関係）